

規制の事前評価書

法 令 案 の 名 称 : 金融商品取引法施行令の一部を改正する政令案

規 制 の 名 称 : インサイダー取引規制上の親会社の範囲の見直し

規 制 の 区 分 : 新設 拡充 緩和 廃止

担 当 部 局 : 金融庁企画市場局市場課

評 価 実 施 時 期 : 令和7年12月26日

1 規制の必要性・有効性

【新設・拡充】

＜法令案の要旨＞

- インサイダー取引規制上の「親会社」の範囲を、有価証券報告書等の記載に依拠せず「他の会社の意思決定機関を支配している会社」に見直しを行うものである。

＜規制を新設・拡充する背景、発生している課題とその原因＞

- インサイダー取引規制上、上場会社・公開買付者等の「親会社」の関係者は会社関係者・公開買付者等関係者として規制の対象とされているところであるが、この「親会社」は直近の有価証券報告書等に「親会社」として記載された会社と定義されており、また、有価証券報告書等に記載されるべき「親会社」は「他の会社の意思決定機関を支配している会社」とされている。しかしながら、有価証券報告書等の記載に依拠して「親会社」を定義することにより以下の問題が生じている。

①有価証券報告書等の提出後の支配の獲得が反映されないため、直近に上場会社・公開買付者等の支配を獲得した会社の関係者が次回の有価証券報告書等の提出まで会社関係者・公開買付者等関係者（規制の対象）とならない（上場会社・公開買付者等の支配会社の関係者からの情報受領者も規制の対象とならない）。

②インサイダー取引規制が解除される公開買付け等事実の公表方法は法定されており、その一つとして、公開買付者等がその「親会社」である上場会社に要請して金融商品取引所での適時開示を行わせる方法が規定されている。しかし、公開買付者等が有価証券報告書等の提出会社でなければ、有価証券報告書等に記載された「親会社」は基本的になくなる。この場合、当該公開買付者等を支配する会社が上場会社であったとしても、「親会社」ではないため、その会社を通じた適時開示は当該公表方法に該当しないこととなる（なお、この場合、当該公開買付者等を支配する会社の関係者が、当該公開買付者等の「親会社」の関係者とならず、公開買付者等関係者（規制の対象）とならない（当該公開買付者等を支配する会社の関係者からの情報受領者も規制の対象とならない）おそれもある）。

＜必要となる規制新設・拡充の内容＞

- インサイダー取引規制上の「親会社」を（有価証券報告書等の記載に依拠せず）「他の会社の意思決定機関を支配している会社」とする。

2 規制の妥当性（その他の手段との比較検証）

【新設・拡充】

＜その他の規制手段の検討状況＞

検討した 検討しなかった

(検討した内容・結果又は検討しなかった理由)

- 代替案として、有価証券報告書等に記載されるべき「親会社」に加えて、臨時報告書に記載されるべき「親会社」を定義に含めることも検討したが、代替案の場合、公開買付者等が有価証券報告書等及び臨時報告書の提出会社でなければ、有価証券報告書等及び臨時報告書に記載された「親会社」は基本的ないこととなり、上記②の問題は解消されないことから、採択しないこととした。

＜その他非規制手段の検討状況＞

検討した 検討しなかった

(検討した内容・結果又は検討しなかった理由、既に導入済みの非規制手段の内容)

- インサイダー取引規制はこれまで法令において規定されているものであり、これらは制度的に担保する必要があることから、法令による規制手段の採用が妥当である。

3 効果（課題の解消・予防）の把握

【新設・拡充】

- 規制の見直しにより、直近に上場会社（注1）・公開買付者等（注2）の支配を獲得した会社の関係者が次回の有価証券報告書等の提出を待たずに支配を獲得した時点で会社関係者・公開買付者等関係者（インサイダー取引規制の対象）となることで、従来規制の対象外であった者を捕捉し、市場の透明性・公正性に寄与する。

(注1) 2025年10月時点で4,042社（統計月報（日本取引所グループ）「15-2 全国上場株式数」参照）。

(注2) 公開買付けの件数は2024年度において計155件（金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」（2025年9月18日）事務局説明資料13頁）。

4 負担の把握

【新設・拡充】

＜遵守費用＞

- 上場会社・公開買付者等の関係者等において、これに対応するための規制を遵守する費用（注1）が発生する。

(注1) 規制の遵守により得ることができなくなるインサイダー取引による経済的利得相当額が規制を遵守する費用と考えられるところ、当該経済的利得相当額は約482万円と推定される（注2）。

(注2) 当該経済的利得相当額を基準として算定されるインサイダー取引の課徴金の2024年度の1件当たりの平均額より算出（証券取引等監視委員会事務局「令和6年度金融商品取引法における課徴金事例集～不公正取引編～」（2025年6月）2頁）。

＜行政費用＞

- インサイダー取引規制には課徴金や刑事罰が規定されているため、国において、インサイダー取引に係る調査等の費用が発生する。

＜その他の負担＞

-

5 利害関係者からの意見聴取

【新設・拡充、緩和・廃止】

意見聴取した 意見聴取しなかった

＜主な意見内容と今後調整を要する論点＞

- ・有価証券報告書等に記載されたという要件が親会社の定義を不当に狭めてしまいかねないものとして、同要件を外すことが適当である。
- ・実務上、公開買付けは今後増えていく可能性がある一方で、プロセスが長く関係者が多いことから、公開買付けを通じた不公正取引を防止するために、制度を抜け漏れなくするということは、市場の信頼性の観点から重要である。
- ・インサイダー取引の防止は非常に重要な課題であり、課徴金制度の整備のみならず、効果的な周知活動および監視人員等の態勢整備について、十分な予算と適切な取組みも重要と考える。特に、インサイダー取引は相場操縦のような意図的に実施される取引に留まらないことから、分かりやすいルールとその周知に注力がなされることを望む。

＜関連する会合の名称、開催日＞

①金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」（第1回）（令和7年9月18日）

②金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」（第2回）（令和7年10月15日）

（日本経済団体連合会金融・資本市場委員会資本市場部会長が委員として参加）

＜関連する会合の議事録の公表＞

①https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/shijoseido_wg/gijiroku/20250918.html

②https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/shijoseido_wg/gijiroku/20251015.html

6 事後評価の実施時期

【新設・拡充、緩和・廃止】

- ・ 本規制については、施行から5年以内に事後評価を実施することを想定している。
- ・ 本件見直しにより拡充された規制に係る対応状況等について、総合的に判断して、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握していく。